

改正

平成30年6月29日教委告示第19号

多治見市たじっこクラブ業務受託者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市が多治見市たじっこクラブの実施に関する条例（平成23年条例第29号）第1条に規定するたじっこクラブの業務を委託する者（以下「受託者」という。）を公正かつ適正に選定し、受託者の事業の評価をするため、多治見市たじっこクラブ業務受託者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 受託者の募集に関すること。
- (2) 受託者の選定基準に関すること。
- (3) 受託者の選定に関すること。
- (4) 受託者の事業の評価に関すること。
- (5) その他教育委員会が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) たじっこクラブを利用する児童の保護者を代表する者
- (3) P T A 連合会を代表する者
- (4) 校長会を代表する者
- (5) 主任児童委員を代表する者
- (6) 企画防災課長
- (7) 子ども支援課長
- (8) 学童保育コーディネーター

3 委員会は、必要があると認めるときは、有識者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴取し、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議及び議事)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員の委嘱又は任命後最初の委員会は、教育委員会が招集する。

2 委員会の議長は、委員長をもって充てる。

3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(除斥)

第7条 次に掲げる者は、第2条第1号から第3号までに規定する所掌事項に関し、議事に参加することができない。

- (1) 自己が無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は精算人である法人が申請者（受託者の選定に参加しようとする者をいう。以下同じ。）にあ

る者

(2) 自己と雇用関係にある団体又は自己が構成員である団体が申請者にある者

(3) 父母、祖父母、配偶者、子、孫又は兄弟姉妹が前2号の規定に該当する者

2 前項の規定は、第3条第3項の規定による意見又は説明の聴取を妨げない。

3 前2項の規定は、現に受託している者と関係のある者について準用する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育推進課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成28年6月29日から施行する。

附 則 (平成30年6月29日教委告示第19号)

この告示は、告示の日から施行する。